

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の
一部を改正する規則

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「応じて」を「応じ」に改め、同項第2号中「別表第7」及び「同表」の次に「（備考2を除く。）」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「費用弁償」の次に「（以下この項において「通勤手当等」という。）」を、「額は、」の次に「自転車等に係る通勤手当等にあつては」を、「別表第7」の次に「（備考2を除く。）」を加え、「額とする」を「額とし、駐車場等に係る通勤手当等にあつては当該2以上の勤務地に通勤するために要する駐車場等の料金の合計額（当該額が5,000円を超える場合は、5,000円）とする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する時間額パートタイム会計年度任用職員であつて、通勤のため原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具（以下「原動機付自転車等」という。）を使用することを常例とするもののうち、駐車場等（堺市職員の通勤手当に関する規則（平成18年規則第95号）第10条の4第1項に規定する駐車場等をいう。以下同じ。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が定める職員を除く。）の通勤に要する費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）とする。

(1) 駐車場等に係る通勤に要する費用弁償 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額（当該額が5,000円を超える場合は、5,000円）

ア 一の駐車場等を利用する場合 次の(ア)から(イ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める額

(ア) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(イ) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（当該額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 市長が定める額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について、ア(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる費用弁償以外の通勤に要する費用弁償 前2項の規定による額
第6条第2項中「通勤をする」を「通勤する」に改め、「認められる職員」の次に

「（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている職員又は疾病、妊娠等で徒歩による通勤が著しく困難である職員のうち、所属長が認めるものをいう。以下同じ。）」を加える。

別表第3中「通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員」を「通勤することが著しく困難であると認められる職員」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。